

議案第109号

松阪飯多農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、松阪飯多農業共済事務組合同規約の一部を変更する規約を次のとおり定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年9月28日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪飯多農業共済事務組合同規約の一部を変更する規約

松阪飯多農業共済事務組合同規約（昭和60年中勢南局第424号）の一部を次のよう
に変更する。

第15条の次に次の1条を加える。

（解散した場合の事務の承継）

第16条 組合が解散した場合には、多気町が事務を承継する。

附 則

この規約は、三重県知事の許可があった日から施行する。